

## 令和 5 年度会計年度任用職員（選挙準備事務補助）名簿登録者募集要項

吹田市選挙管理委員会では、会計年度任用職員の名簿登録者を次のとおり募集します。選挙が執行され、令和 5 年度中に任用を開始する必要がある場合に、名簿登録者の中から選考により任用します。任用の場合は、選挙管理委員会事務局の担当者から本人へ連絡します。

名簿登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、名簿登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和 6 年 3 月 31 日まで有効です。

### 1 募集職種

選挙準備事務補助

### 2 主な業務内容

不在者投票事務、投開票所用品の準備など

### 3 任用条件

パソコンの基本操作ができる者

以下の欠格条項のいずれかに該当する人は申込みできません。

#### 欠格条項（地方公務員法第 16 条）

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 勤務条件

任用期間	投票日の約 3 週間前から投票日の約 1 週間後まで
勤務日	月曜日から金曜日まで、投票日前日 その他、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、土・日・祝日にも勤務を命ずることがあります。
勤務時間	9 時から 17 時まで（休憩時間 45 分） その他、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。

勤務場所	選挙管理委員会事務局（吹田市役所内）、開票所など
報酬	日額 7,862 円（地域手当等を含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当等が支給されます。
社会保険	なし（勤務条件等によっては、雇用保険に加入します。）
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

- ※ 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
- ※ 任用までの間に、任用することにならざる非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※ 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

## 5 登録手続

### (1) インターネット申込みの場合（原則インターネット申込みとします。）

#### ア 登録申込みフォーム

吹田市ホームページの「令和5年度会計年度任用職員（選挙準備事務補助）名簿登録者の募集について」ページ内に吹田市電子申込システムへのリンクを設けます。登録申込みフォームへ必要事項を入力し手続きをしてください。

#### イ 注意事項等

- (ア)吹田市電子申込システムへのリンクをクリックすると、利用者ログイン画面が表示されますが、本名簿登録の申込みに際して、電子申込システムの利用者登録は必要ありません。
- (イ)登録申込みフォームより手続きを行った後に、「申込完了メール」が吹田市より自動送信されますので、ご確認ください。
- (ウ)登録に使用するメールアドレスはパソコンもしくはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも登録可能です。フィーチャーフォンのメールアドレスで申込みされた場合、メールが届かない場合があります。これにより、名簿登録ができなかった場合の責任は負いませんので御注意ください。
- (エ)登録申込みで使用するパソコン等の通信回線等に係るトラブルについて、一切責任を負いません。
- (オ)登録申込み内容に不備がある場合には、申込者へ内容照会をすることがあります。このために生じた登録申込み等の遅延については、責任を負いませんので、注意して手続きしてください。

(2) 所定の登録票をメール又は郵送で提出する場合

ア 提出書類

会計年度任用職員（選挙準備事務補助）登録票

※上記登録票は吹田市ホームページの「令和5年度会計年度任用職員（選挙準備事務補助）名簿登録者の募集について」ページに掲載していますので、ダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入してください。

イ 提出先

吹田市選挙管理委員会事務局

郵送先：〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

Eメール：senkanjm@city.suita.osaka.jp

※郵送で提出される場合は、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録票在中」と記入してください。

6 その他

本名簿登録の申込みにあたり提出された登録票は一切返却しないものとします。

申込みの際して取得した個人情報、吹田市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、名簿登録及び任用に関する事務以外の目的では利用しません。ただし、任用になった方の個人情報は人事情報として使用します。

登録内容に変更が生じた場合や、登録の抹消を希望する場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。

登録内容に虚偽の事項があった場合は、任用を取り消すことがありますので、登録にあたっては内容に誤りがないか十分御確認ください。

7 問合せ先

吹田市選挙管理委員会事務局

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

電話：06-6384-2478（直通）

F A X：06-6368-9909

メール：senkanjm@city.suita.osaka.jp